

工場等に対する規制の見直し内容とその必要性について

見直し内容	根拠や見直しの必要性について
許可制から届出制への見直し	<p>企業の環境意識の高まりのなかで、自主的な取り組みによる公害・環境対策が進められています。</p> <p>このような中で、「工場等」の設置や変更の手続きとして、一律に、禁止の解除を意味する「許可」を要するとする必然性は失われています。</p> <p>このため、許可制から届出制へと変更します。</p> <p>なお、手続きとしては、公害関連法令等と同様に許可制に近い制度とします。</p>
許可（届出）対象の整理	<p>現行規定では、一部の業種のごく小規模な事業所を除き、基本的にほぼすべての工場を条例の規制対象とするものとなっています。</p> <p>事業場については、「①条例制定時に公害発生源と目されていた事業」、「②他法令対象の事業所」、「③他法令対象施設の規模要件を引き下げたもの」を規定しています。</p> <p><工場について></p> <p>産業分類により、業種ごとに規模等の要件を定めて規定していますが、生産品目の変動等により工場の業種は必ずしも永続的ではないこと、規模等の要件に明確な根拠が見出しにくいことが課題となっています。また、業種分類は見直しが継続的に行われることから、規定の維持が煩雑となるという面もあります。</p> <p><事業場について></p> <p>「市条例にて規制すべき公害事象が存在しないもの」「分野別の法令等による規制で十分であるもの」があります。</p> <p>見直しの方向性</p> <p>規制対象については、市条例による規制の実効性・合理性が担保されるものに限定するとともに、規定の明確化を行います。あわせて、工場、事業場において、市条例で規制すべき公害事象が発生する恐れがあるものに対象を集約します。</p> <p>また、他法令で規制を受けているものを対象から外します。</p>
規制基準の整理	<p>①有害物質に係る排水基準</p> <p>【継続して規制。ただし、基準は、すべての工場・事業場に拡大】</p> <p>有害物質は、幅広く利用されており、有害物質が公共用水域に排出された場合は、その量によらず、環境汚染と健康影響を生じるおそれがあります。</p> <p>このため、指定事業所だけでなく、事業活動を行う工場・事業場から排出される排水水に対し、一律に排水基準を適用することが適切であり、基準は、これを指定事業所に限らず、広く「工場・事業場」に対し適用することとします。</p> <p>②生活環境項目に係る排水基準【削除】→浄化槽法で対応</p> <p>現行市条例では、水質汚濁防止法又は府条例（水質）による規制に「上乘せ」する形で基準を適用しています。</p> <p>しかし、これらの基準が適用される排水量のうち、市条例により規制される排水量は全体の 0.2%未満となっており、事業活動に対する排水規制としては同法・府条例による規制によって工場・事業場からの排水量のほとんどがカバーされる状況となっています。</p> <p>また、日平均排水量 30 m³未満の小規模事業所においては、事業排水の割合は小さく、排水量のほとんどが生活排水（主にトイレ排水）であり、これらの生活排水は浄化槽法によって規制される浄化槽によって処理され放流されます。</p> <p>これらのことから、本市の独自制度としての必要性は失われており、本規制は削除します。</p>

見直し内容	根拠や見直しの必要性について
	<p>③騒音基準【府条例の基準が適用されるため削除】 騒音規制法又は府条例（騒音）の対象外の事業所に対し、市条例独自に届出の対象とし、事前に審査を行うことによって、騒音を未然に抑制することが可能となります。ただし、府条例（騒音）の規制基準値は、市内のすべての事業者が適用を受けることから、改正条例に規制基準値を規定する必要はなく、規制基準値は、条例から削除します。</p> <p>④振動基準【削除】 振動規制法又は府条例（振動）にて施設の届出を求め、さらに、府条例（振動）では全ての工場又は事業場に対して、規制基準の適用が行われています。 届出対象は、同法又は府条例においては、60dB 以上の振動を発生する施設としています。 しかしながら、最も厳しい基準値は 55dB ですが、55dB から法、府条例で規制対象となっている 60dB までの振動を発生する施設がほとんどないなど、法、府条例による規制指導で十分な効果が得られることから、市条例独自に届出の対象としその規制を行う必要性はなく、これを削除します。</p> <p>⑤燃料基準【削除】 大気中の硫黄酸化物濃度は大気汚染防止法に基づく排出規制とともに、排ガス対策の進捗などにより、全国的に低減され環境基準を大きく下回るまでに改善されています。 また、環境意識の向上や環境技術の進歩により、液体燃料の低硫黄化や天然ガス等の良質燃料の使用が進んでいます。 これらのことから、本市の独自制度としての必要性は失われており、本規制は削除します。</p>
手続きの簡素化	<p>現行市条例では、工場等の設置等の手続きに当たっては、許可申請書を提出して許可を受ける必要がありますが、工場等が公害関係法令等の対象となる施設を有する場合、それらに適用される法令等の手続きを並行して行う必要があります。 このため、公害関係法令等の対象となる場合は、「設置」手続きに当たっては提出書類を簡素化し、また、「変更」手続きに当たっては手続きそのものを法令等に委ねることにより、市条例の手続きを簡素化します。</p>